

「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」

高知県中学校体育連盟

1 中体連主催大会に参加できる地域スポーツ団体等

- ① 当該競技を管轄する競技団体に登録されており、かつ高知県中学校体育連盟に登録され、認められた地域スポーツ団体等とする。
- ② 日本中体連競技専門部が認めた地域スポーツ団体等

*注1 高知県中体連への登録方法は別紙①を参照

注2 現在、学校が引率のみを行っている個人競技（水泳など）が①に当てはまる場合、地区予選については、生徒が在籍する学校の地区から出場となる。

注3 団体もしくは団体・個人両方に出場する場合はクラブ所在地の地区から出場すること。卓球については別途規定があるため、個人戦については注2が適用される。

2 引率について

大会参加に際し、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万が一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。

3 大会に参加した場合に守るべき条件

ア. 大会要項を熟読し、遵守すること。また、参加競技の大会申合せ事項に従うこと。

イ. 競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

ウ. 地域スポーツ団体等で大会に申込をした場合、在籍中学校での参加は認めない。その逆も同様である。

エ. 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。

オ. 高知県中体連が定める規約・規定を遵守すること。

カ. 令和4年12月スポーツ庁・文化庁が発出した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

キ. 地区総体・県総体・四国総体・全国大会が行われる同時期に開催される別大会（予選も含む）に出場する際はチームが2重登録となるため、参加できない。

4 この規程は、令和4年 7月25日から施行する

令和4年10月 7日 改訂

令和5年 2月 3日 改訂

令和6年 2月 2日 改訂

別紙①

*注1 「高知県中体連への登録方法について」

高知県中体連は、高知県中体連規約第三章第5条において「本連盟は地区中体連をもって組織する」とあるため、地区中体連への登録が必要となる。

よって、登録希望する地域スポーツ団体等の代表者は提出書類（様式①）と競技団体登録証明書を地域スポーツ団体等の所在地を管轄する市町村教育委員会に提出し、以下の条件が満たされていること、かつ必要事項を確認し、市町村教育委員会が登録を認めた場合、提出書類（様式②）を地区中体連会長に提出後、県中体連に報告し登録となる。

*前年度において登録を認められた地域スポーツ団体等についても再度、必要書類を市町村教育委員会に提出し、登録が認められるかどうかの確認を行い、登録を行うこと。

<登録が認められる条件>

- ① 学校部活動から移行された地域スポーツ団体等とする。
*学校部活動から地域に移行するので、該当校から地域に移行した部活動は無くなっていなければならない。存在していれば、地域移行したと認めることができない。
*卓球競技において個人戦にのみ出場する場合は、この限りではない。
(日本中体連競技専門部が地域移行しなくても出場を認めているため)
- ② 地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域スポーツ団体等、または地域移行の受け皿となっている地域スポーツ団体等とする。
- ③ 高知県の中学校に在籍している生徒で構成されていること。
- ④ 大会出場に係る参加費・引率者旅費等、必要となる経費について支出される方法が明らかとなっている。
- ⑤ 令和4年12月スポーツ庁・文化庁が発出した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- ⑥ 「大会に参加した場合に守るべき条件」を確実に守ることができる。
- ⑦ 地域スポーツ団体等が提出する書類（様式①・競技団体登録証明書）に不備がない。

以上の条件が満たされているかを市町村教育委員会は確認し、地区中体連会長に作成した書類（様式②）を提出する。

<条件①の特例>

地域スポーツ団体等所在地を校区とする学校にその競技の部活動が存在しない場合については、市町村教育委員会が確認したうえで、③～⑦の条件を満たしていると判断した場合は、様式②を作成し、地区中体連会長に提出することができる。

尚、様式②が提出された後、条件が満たされていないことが分かった場合、地区中体連は、直ちに県中体連へ報告し、県中体連・県教育委員会・該当する市町村教育委員会・地区中体連で協議し、登録を取り消すことができる。

<地区中体連への登録期間・変更について>

当該年度の全国中学校体育大会につながる予選に参加希望の場合は、各地区総体の申込期日に間に合うこと。

当該年度の全中に関連の無い場合は各地区総体の申込期日以降も受け付ける。年度途中で登録変更をしての大会参加は認めない。

(様式①)

令和 年 月 日

〇〇〇 教育長 様

クラブ名

代表者名

印

下記のチームを〇〇地区中体連への登録を認めていただきたく申請いたします。

また、認められた場合、地区中体連・県中体連の指示に従って日々の活動、大会参加を行い、登録後、条件を満たしていないことが分かった場合は登録取消に応じます。

なお、遵守事項等に相違がないことを申し添えます。

1. クラブチーム基本情報（卓球の場合はどちらかに○をお願いします）

クラブチーム名	
種 目	*卓球(個人 ・ 団体)
代表者	
所在地	
電話番号（代表者）	

2. 在籍生徒

氏名	在 籍 校	学年	男女

3. 在籍校校長確認

① _____立_____中学校 校長_____ 印

② _____立_____中学校 校長_____ 印

③ _____立_____中学校 校長_____ 印

④ _____立_____中学校 校長_____ 印

⑤ _____立_____中学校 校長_____ 印

* 2・3については必要に応じて枠を追加または削除してください。

4. 指導体制

指導者氏名	指導歴	指導者資格（ライセンス）等
		（取得済・見込）

- * 指導者資格（ライセンス）は、大会参加（ベンチ入り等）のために必要な競技種目があります。
- * 必要に応じて枠を追加または削除してください。

5. 活動計画

活動場所		
活動時間	平日	
	休日	
年間参加大会	月 日（ ）	
	月 日（ ）	
	月 日（ ）	
	月 日（ ）	
	月 日（ ）	
	月 日（ ）	
	月 日（ ）	

- * 必要に応じて枠を追加または削除してください。

6. 遵守事項等

- ① 「高知県部活動ガイドライン（県教育委員会）」、または「設置する学校に係る部活動の方針（市町村教育委員会、県教育委員会）」を遵守する。
- ② 指導者は、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を防止するための研修や、技術指導の担保、生徒の安全・健康面の配慮など適切な指導をする資質を向上するための研修を受講している。

〈高知県教委員会保健体育課 HP〉「高知県運動部活動指導員配置事業の配置に係る基礎研修について」参照

- ③ 「大会に参加した場合に守るべき条件」を遵守する。
- ④ 「個人情報保護法」を遵守し、クラブ活動における個人情報等は適正に取扱う。
- ⑤ 地域スポーツ団体関係者は、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではない。また、暴力団または暴力団員等と関係を有していない。

- * 地域スポーツ団体の規約等がある場合は添付してください。
- * 指導者資格（ライセンス）は、大会参加（ベンチ入り等）のために必要な競技種目があります。
別紙「指導者資格（ライセンス）について（令和 5 年 11 月 20 日付け令 5 日中体発 305 号「各競技部細則」から抜粋）」及び令和 5 年 11 月 20 日付け令 5 日中体発 305 号「各競技部細則」を参照のうえ、必要な競技は競技者資格の写しを添付してください。

「指導者資格（ライセンス）について」

「令和6年度全国中学校体育大会夏季大会（16競技）地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則（確定）から抜粋」

競技部	指導者資格（ライセンス）※細則から抜粋
1 陸上競技（駅伝）	指導者資格について記載事項なし
2 水泳競技	指導者資格について記載事項なし
3 バスケットボール	指導者資格について記載事項なし
4 サッカー	指導者資格について記載事項なし
5 ハンドボール	指導者資格について記載事項なし
6 軟式野球	<p>(3) 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <p>①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球）</p> <p>②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球）</p> <p>③ BFJ 公認野球指導者基礎 I（U-15）</p> <p>※ 監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、コーチ（日常的に指導に関わり、メンバー登録される者）のうち最低1名の保有を必須とする。</p>
7 体操競技	指導者資格について記載事項なし
8 新体操	指導者資格について記載事項なし
9 バレーボール	⑥ JSPO 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。
10 ソフトテニス	4.地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする）
11 卓球	(3) 地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）
12 バドミントン	<p>⑤ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について</p> <p>ア 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること）</p> <p>イ 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）</p> <p>・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。</p> <p>・コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。</p>
13 ソフトボール	指導者資格について記載事項なし
14 柔道	(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会、地区中体連主催大会において全柔連公認指導者資格を有していなければならない。
15 剣道	指導者資格について記載事項なし
16 相撲	指導者資格について記載事項なし

17 スキー～19 アイスホッケーは、5年度大会期間中の競技部会で検討する。

